

務第775号
会第871号
令和4年9月13日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

警察職員の育児休業等の取扱要領の制定について

警察職員の育児休業等の取扱いについては、岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成4年岐阜県条例第4号。以下「条例」という。）、岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年岐阜県人事委員会規則第3号）及び「警察職員の育児休業等の取扱要領」（平成23年12月28日付け務第864号ほか。以下「旧要領」という。）により運用されてきたものであるが、条例の一部が改正されたこと等に伴い、新たに別添「警察職員の育児休業等の取扱要領」を制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、旧要領は廃止する。

別添

警察職員の育児休業等の取扱要領

第1 非常勤職員以外の職員に係る取扱い

1 育児休業

(1) 対象職員の範囲

育児休業の対象となる警察職員は、3歳に満たない子（養子を含んだ法律上の親子関係がある子及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項において子に含まれるものとされる者をいう。）を養育する警察官及び一般職員（以下、第1において「職員」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

(ア) 臨時的に任用される職員

(イ) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(ロ) 岐阜県職員の定年等に関する条例（昭和59年岐阜県条例第19号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(2) 承認権者

育児休業の承認その他の育児休業に関する承認又は承認の取消しは、警察本部長（以下「本部長」という。）が行う。

なお、重要又は特異でないものについては、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が専決処理する。

(3) 承認請求

育児休業の承認その他の育児休業に関する承認の請求は、育児休業承認・期間延長承認請求書（岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年岐阜県人事委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1号様式。以下「請求書」という。）により、育児休業を始めようとする日の1月前までに所属長を経由して警務課長に提出し、承認を受けるものとする。この場合において、兼務に係る職にある職員については、本務に係る職の所属長を経由して提出するものとする。

(4) 再度の育児休業をすることができる特別の事情

育児休業により養育しようとする子について既に育児休業（当該子の出生の日から8週間以内に職員（当該期間内に労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、次の各号に掲げる特別の事情がある場合を除き再度の育児休業をすることができない。

(ア) 育児休業の承認が、当該育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

a 死亡した場合

b 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(イ) 育児休業の承認が、当該育児休業をしている職員が岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成4年岐阜県条例第4号。以下「条例」という。）第6条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

a (ア) a 又は b に掲げる場合

b 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (ウ) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
 - (エ) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
 - (オ) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書（当該職員が計画的に育児休業等をする旨その他必要な事項を記載した人事委員会規則で定める書面（規則第2号様式）をいう。）により任命権者に申し出た場合に限る。）。
 - (カ) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (5) 育児休業の期間の延長
育児休業をしている職員は、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。ただし、育児休業の期間の延長は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなった場合を除き、1回に限るものとする。
- (6) 育児休業の効果
育児休業をしている職員は、育児休業を開始した時就いていた職又は育児休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。
- (7) 育児休業の承認の失効
育児休業の承認は、当該育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。
- (8) 育児休業の承認の取消し
本部長は、育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなった場合及び育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとする場合には、当該育児休業の承認を取り消すものとする。
- (9) 子が死亡した場合等の届出
育児休業をしている職員は、次の各号に掲げる場合は、遅滞なく、養育状況変更届（規則第3号様式）を所属長を経由して警務課長に提出するものと

する。

- (ア) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (イ) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (ウ) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

(10) 職務復帰

育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとする以外に事由により育児休業の承認が取り消されたときは、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(11) 給与の取扱い

育児休業に関する給与の取扱いについては、別表のとおりとする。

(12) 育児休業推進職

所属長は、職員の産前休暇、産後休暇を承認した場合及び育児休業の承認請求が予定される場合は、必要により育児休業推進職の任命について内申するものとする。

(13) 予算手続等

ア 職員の産前休暇、産後休暇及び育児休業に係る手続フローは、別記1のとおりとする。

イ 所属長は、育児休業推進職の任命について内申する場合は、警務課長に育児休業推進職の任命に係る予算要求書（別記様式第1）を提出するものとする。

ウ 警務課長は、育児休業推進職に係る予算要求書の送付を受けこれを承認したときは、当該要求書の写しをもって総務室会計課長（以下「会計課長」という。）に対し、予算の令達（配分）を申請するものとする。

エ 兼務に係る職にある職員の育児休業に関する予算手続等については、警務部警務課と協議の上行うものとする。

(14) 勤務管理簿の整理

勤務管理簿の整理は、「勤務管理簿記入例について」（平成20年5月28日付け務第478号）により行うものとする。

2 育児短時間勤務

(1) 対象職員の範囲

育児短時間勤務（法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の対象となる職員は、小学校就学の始期に達するまでの子（養子を含んだ法律上の親子関係がある子及び法第2条第1項において子に含まれるものとされる者をいう。）を養育する職員とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

(ア) 臨時的に任用される職員

(イ) 地方公務員法第26条の6第7項又は法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(ウ) 岐阜県職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(2) 育児短時間勤務の形態

次の各号に掲げるいずれかの勤務形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる。

(ア) 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、週休日以外の日において1日につき10分の1勤務時間（当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間（以下「週間勤務時間」という。）に10分の1を乗じて得た時間に端数処理（5分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下同じ。）を行って得た時

間をいう。以下同じ。)勤務すること。

(イ) 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき8分の1勤務時間(週間勤務時間に8分の1を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。以下同じ。)勤務すること。

(ウ) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき5分の1勤務時間(週間勤務時間に5分の1を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。以下同じ。)勤務すること。

(エ) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については1日につき5分の1勤務時間、1日については1日につき10分の1勤務時間勤務すること。

(オ) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和32年岐阜県条例第29号。以下「勤務条件条例」という。)第32条第3項の規定の適用を受ける職員

日曜日及び土曜日を週休日とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、1日につき午前7時から午後10時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。

(カ) 勤務条件条例第33条第1項の規定の適用を受ける職員

次に掲げる勤務形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)

○ 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

○ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(3) 承認権者
第1の1(2)に同じ。

(4) 承認請求

育児短時間勤務の承認の請求は育児短時間勤務承認・期間延長承認請求書(規則第4号様式)により、育児短時間勤務を始めようとする日の1月前までに所属長を経由して警務課長に提出し、承認を受けるものとする。育児短時間勤務の承認を受けている職員が、当該承認を受けた勤務の日又は時間帯を変更するため、育児短時間勤務の承認を取り消し、改めて育児短時間勤務の承認を請求する場合も同様とする。この場合において兼務に係る職にある職員については、本務に係る職の所属長を経由して提出するものとする。

(5) 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情

育児短時間勤務により養育しようとする子について既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、次の各号に掲げる特別の事情がある場合を除き再度の育児短時間勤務をすることができない。

(ア) 育児短時間勤務の承認が、当該育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が条例第4条第1号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

- (イ) 育児短時間勤務の承認が、当該育児短時間勤務をしている職員が条例第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、同号に規定する承認に係る子が条例第4条第2号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。
 - (ウ) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
 - (エ) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障がいにより当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
 - (オ) 育児短時間勤務の承認が条例第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
 - (カ) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書（規則第2号様式）により任命権者に申し出た場合に限る。）。
 - (キ) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (6) 育児短時間勤務の期間の延長
育児短時間勤務をしている職員は、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。
- (7) 育児短時間勤務の承認の失効
第1の1(7)に同じ。
- (8) 育児短時間勤務の承認の取消し
次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、育児短時間勤務の承認を取り消すものとする。
- (ア) 育児短時間勤務をしている職員が当該育児短時間勤務に係る子を養育しなくなった場合
 - (イ) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとする場合
 - (ウ) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとする場合
- (9) 育児短時間勤務職員の並立任用
1人の育児短時間勤務職員が占める職には、他の1人の育児短時間勤務職員を任用することを妨げない（1週間当たりの勤務時間が5分の1勤務時間に2を乗じて得た時間に10分の1勤務時間を加えた時間から10分の1勤務時間に5を乗じて得た時間までの範囲内の時間である者に限る。）。
- (10) 給与の取扱い
育児短時間勤務に関する給与の取扱いについては、別表のとおりとする。
- (11) 育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務
育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を

生ずる場合又は当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができない場合は、その事情が継続している期間、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務させることができる。

(12) 年次休暇の取扱い

ア 年次休暇の日数

(ア) 斉一型短時間勤務職員（1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）

20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(イ) 不斉一型短時間勤務職員（斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）

155時間に勤務条件条例第31条第1項、同条第2項又は第3項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

イ 年次休暇の単位

年次休暇の単位は、1日又は1時間とする（ただし、不斉一型短時間勤務職員の年次休暇の1日単位は、1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間を超え7時間45分を超えない時間とされている場合で、その勤務時間の全てを勤務しないときに限り認める。）。1時間を単位とする年次休暇を日に換算する場合は、育児短時間勤務の勤務形態の区分に応じた1日の勤務時間数をもって1日とする（ただし、不斉一型短時間勤務職員は7時間45分を1日として日に換算する。）。

(13) 承認の手續等

ア 所属長は、育児短時間勤務又は第1の2(11)の規定による短時間勤務をしている職員に対して、勤務の日及び時間帯（休憩時間等を含む。）を適当な方法により速やかに通知するものとする。

※ 勤務の日及び時間帯は、承認請求書に記載された内容をいう。

イ 所属長は、育児短時間勤務職員の代替職員として、会計年度任用職員を任命しようとする場合には、事前に警務課長と協議するものとする。

(14) 勤務管理簿の整理

第1の1(14)に同じ。

3 部分休業

(1) 対象職員の範囲

部分休業の対象となる職員は、小学校就学の始期に達するまでの子（養子を含んだ法律上の親子関係がある子及び法第2条第1項において子に含まれるものとされる者をいう。）を養育する職員とする。ただし、育児短時間勤務又は第1の2(11)の規定による短時間勤務をしている職員を除く。

(2) 承認権者

部分休業の承認又は承認の取消しは、本部長が行う。

なお、各所属の職員に係るものについては、当該所属の長が専決処理する。

(3) 承認請求

部分休業の承認請求は、部分休業承認請求書（規則第5号様式）により、部分休業を始めようとする日の1月前までに所属長に提出するものとする。この場合において、兼務に係る職にある職員については、本務に係る職の所属長に提出するものとする。

なお、部分休業を承認する場合には、部分休業が必要な期間についてあら

かじめ包括的に請求させて承認するものとする。

(4) 部分休業の承認

ア 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする（1日につき2時間を超えない範囲内に限る。）。

イ 育児時間又は介護時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(5) 部分休業の承認の報告等

ア 所属長は、職員の部分休業の承認又は承認の取消し（職員からの申請に基づく取消しを除く。）を専決した場合は、遅滞なく部分休業承認請求書（規則第5号様式）の写しを警務課長へ送付するものとする。

イ 職員の休業期間中は毎月3日までに当該職員の前月分の給与減額通知書（「人事給与システム取扱要綱」（平成18年2月28日付け）第54号様式）、勤務管理簿の写し及び部分休業承認申請書の裏面の写しを警務課に提出するものとする。

(6) 部分休業の承認の失効等

第1の1(7)及び2(8)は、部分休業について準用する。ただし、所属長が専決する場合にあっては、第1の1(8)中「本部長」とあるのは「所属長」と、第1の1(9)中「所属長を経由して警務課長」とあるのは「所属長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(7) 給与の取扱い

部分休業に関する給与の取扱いについては、別表のとおりとする。

(8) 勤務管理簿の整理

第1の1(14)に同じ。

4 その他

規則第1号様式、規則第4号様式及び規則第5号様式中「出勤簿整理」とあるのは「勤務管理簿整理」と読み替えるものとする。

第2 非常勤職員（会計年度任用職員を含む。）に係る取扱い

1 育児休業

(1) 対象職員の範囲

育児休業の対象となる職員は、1歳（条例で定める子の養育の事情により、2歳までとする場合あり。）に満たない子（養子を含んだ法律上の親子関係がある子及び法第2条第1項において子に含まれるものとされる者をいう。）を養育する一般職の職員とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

(ア) 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員

(イ) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第3項及び岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岐阜県条例第38条）第2条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(ウ) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

a 次のいずれにも該当する非常勤職員

○ 子が1歳6か月に達する日（条例第3条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること、及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

○ 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外

の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員

- b 条例第3条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（育児休業の期間の末日とされた日が子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）
- c 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該育児休業に係る子について、任期が更新され、又は任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、任期の末日の翌日又は引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

- (2) 承認権者
第1の1(2)に同じ。
 - (3) 承認請求
第1の1(3)に同じ。
 - (4) 再度の育児休業をすることができる特別の事情
 - ア 第1の1(4)(ア)から(カ)までに同じ。
 - イ 条例第3条の3第3号に掲げる場合に該当すること。
 - ウ 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、任期が更新され、又は任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、任期の末日の翌日又は引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。
 - (5) 育児休業の期間の延長
第1の1(5)に同じ。
 - (6) 育児休業の効果
第1の1(6)に同じ。
 - (7) 育児休業の承認の失効
第1の1(7)に同じ。
 - (8) 育児休業の承認の取消し
第1の1(8)に同じ。
 - (9) 子が死亡した場合等の届出
第1の1(9)に同じ。
 - (10) 職務復帰
第1の1(10)に同じ。
 - (11) 給与等の取扱い
第1の1(11)に同じ。
 - (12) 育児休業推進職
第1の1(12)に同じ。
 - (13) 予算手続等
第1の1(13)に同じ。
 - (14) 勤務管理簿の整理
勤務管理簿の整理は、「勤務管理簿記入例について」又は「岐阜県警察会計年度任用職員の勤務時間等に関する訓令の解釈及び運用基準」（令和2年3月30日付け務第289号）により行うものとする。
- 2 育児短時間勤務
非常勤職員は、育児短時間勤務をすることができない。
- 3 部分休業
- (1) 対象職員の範囲
部分休業の対象となる職員は、小学校就学の始期に達するまでの子（養子

を含んだ法律上の親子関係がある子及び法第2条第1項において子に含まれるものとされる者をいう。再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員にあっては、3歳に満たない子。)を養育する一般職の職員とする。ただし、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。)又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある非常勤職員以外の非常勤職員を除く。

- (2) 承認権者
第1の3(2)に同じ。
- (3) 承認請求
第1の3(3)に同じ。
- (4) 部分休業の承認
ア 部分休業の承認は、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
イ 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項に規定する介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。
- (5) 部分休業の承認の報告等
第1の3(5)に同じ。
- (6) 部分休業の承認の失効等
第1の3(6)に同じ。
- (7) 給与等の取扱い
第1の3(7)に同じ。
- (8) 勤務管理簿の整理
第2の1(14)に同じ。

附 則 (令和4年9月13日付け務第775号ほか)
この要領は、令和4年9月13日から施行する。

別表

育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の期間中の給与の取扱い
(会計年度任用職員以外の職員)

| 項 目 | 育児休業 | 育児短時間勤務 | 部分休業 |
|-----------|---|---|----------------|
| 給 料 | 支給しない。 | 勤務時間数に応じた額 給料月額×支給割合(週の勤務時間数÷38時間45分) | 減額支給 |
| 地域手当 | 支給しない。 | 勤務時間数に応じて支給される給料×支給割合 | 減額支給 |
| 扶養手当 | 支給しない。 | 全額支給 | 全額支給 |
| 住居手当 | 支給しない。 | 全額支給 | 全額支給 |
| 通勤手当 | 支給しない。 | 公共交通:定期券又は勤務回数に応じた回数券等の額 自家用車:距離に応じた定額(ただし、月10回未満の場合、半額) | 全額支給 |
| 期末手当 | 支給する。 (注1) | 手当の基礎額は、通常の勤務時の額に割り戻す | 全額支給 |
| 期末手当の在職期間 | 2分の1除算(ただし、育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上ある場合は合算した期間)が1か月以下の場合、除算しない。) | 短縮された勤務時間の短縮分の2分の1に相当する期間を除算 | 除算しない。 |
| 勤勉手当 | 支給する。 (注2) | 手当の基礎額は、通常勤務時の額に割り戻す。 | 減額しない。 |
| 勤勉手当の勤務期間 | 除算する(ただし、育児休業の承認に係る期間が1か月以下の場合除算しない。) | 短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間を除算 | 30日を超える場合には除算 |
| 退職手当 | 2分の1除算 (注3) | 3分の1除算 | 除算しない。 |
| 寒冷地手当 | 支給しない。 | 全額支給 | 全額支給 |
| 昇給(1/6計算) | | 算入しない。 | 算入しない。 (注4) |

注1 基準日に在職する職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの期間(以下「算定期間」という。)において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員に対して支給する。

注2 基準日に在職する職員のうち算定期間において勤務した期間がある職員に対して支給する。

注3 育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までは3分の1除算

注4 平成19年8月1日以降の部分休業期間に限る。

職務復帰後の給与の取扱い

| 項 目 | 育 児 休 業 |
|-----------|---|
| 期末手当の在職期間 | 2分の1除算（ただし、育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上ある場合は合算した期間）が1か月以下の場合、除算しない。） |
| 勤勉手当の勤務期間 | 全期間除算（ただし、育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上ある場合は合算した期間）が1か月以下の場合、除算しない。） |
| 昇給（1／6計算） | 算入しない。（注1） |
| 給料の復職時調整 | 100分の100以下の換算率 ※改正施行日（平成19年8月1日）を挟む育児休業の場合、同日前は2分の1換算 |
| 退職手当の在職期間 | 2分の1除算（注2） |

注1 平成29年1月1日以降の育児休業期間に限る。

注2 育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する月数を除算

育児休業及び部分休業の期間中の報酬等の取扱い(会計年度任用職員)

| 項 目 | 育 児 休 業 | 部 分 休 業 |
|-----------|---|---------------|
| 報 酬 | 支給しない。 | 減額支給 |
| 地域手当報酬 | 支給しない。 | 減額支給 |
| 費用弁償 | 支給しない。 | 全額支給 |
| 期末手当 | 支給しない。（注1） | 全額支給 |
| 期末手当の在職期間 | 2分の1除算（ただし、育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上ある場合は合算した期間）が1か月以下の場合、除算しない。） | 除算しない。 |
| 増額報酬 | 支給しない。（注2） | 減額しない。 |
| 増額報酬の勤務期間 | 除算する（ただし、育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上ある場合は合算した期間）が1か月以下の場合、除算しない。）。 | 30日を超える場合には除算 |
| 退職手当 | 支給しない。 | 支給しない。 |

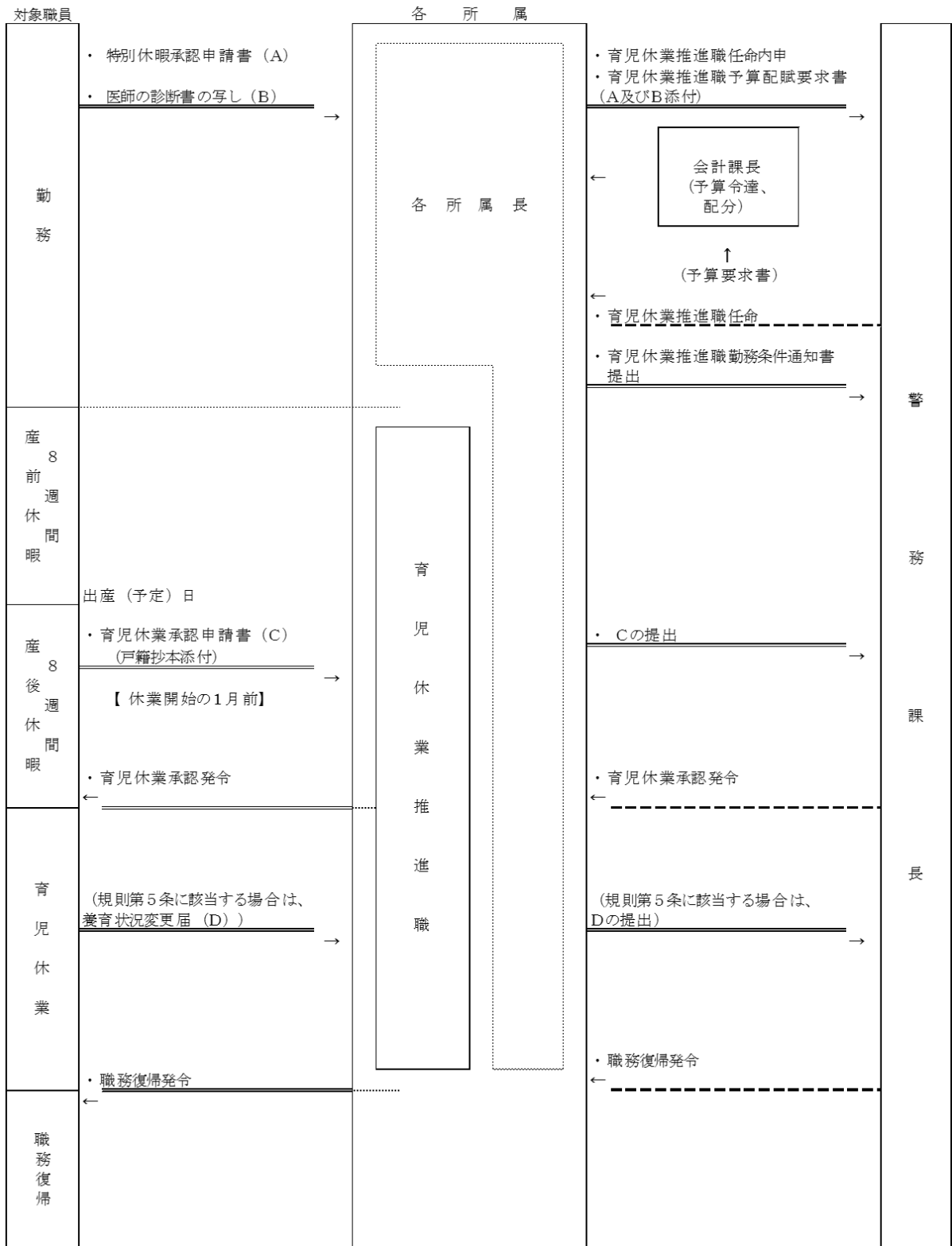
注1 基準日に在職する職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの期間（以下「算定期間」という。）において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員に対して支給する。

注2 基準日に在職する職員のうち、算定期間において勤務した期間がある職員に対して支給する。

職務復帰後の報酬等の取扱い

| 項 目 | 育 児 休 業 |
|-----------|---|
| 期末手当の在職期間 | 2分の1除算（ただし、育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上ある場合は合算した期間）が1か月以下の場合、除算しない。） |
| 増額報酬の勤務期間 | 全期間除算（ただし、育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上ある場合は、合算した期間）が1か月以下の場合、除算しない。） |

職員の産前休暇、産後休暇及び育児休業に関する手続フロー



別記様式第 1

年 月 日

警務部警務課長 殿

所 属 長

育児休業推進職の任命に係る予算要求書

- 1 出産等予定者 (職) (氏名)
- 2 出産予定日 年 月 日
- 3 特別休暇承認
申請期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 育児休業承認
請求予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 育児休業推進職
任命期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 報酬等・旅費・共済費所要額 円

(内訳)